

長野県市長会社会環境部会 次第

日時：令和2年10月22日（木）

健康福祉部関係 10：00～

環境部関係 11：00～

場所：県議会増築棟 3階 第2特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

社会環境部会出席者名簿

令和2年10月22日(木)

県議会増築棟3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
10:00～11:00 健 康 福 祉 部	部 長 健康福祉政策課長 医療政策課長 地域福祉課長 感染症対策課長 薬事管理課長	土 屋 智 則 永 原 龍 一 小 林 真 人 山 崎 敏 彦 原 啓 明 小 池 裕 司
11:00～11:45 環 境 部	部 長 環境政策課長 水大気環境課長 資源循環推進課参事兼課長	猿 田 吉 秀 真 関 隆 仙 波 道 則 伊 東 和 徳
市長会社会環境部会	部会長 岡谷市長 松本市長 上田市長 諏訪市長 飯山市長 市長会事務局 局 長 次 長	今 井 竜 五 臥 雲 義 尚 土 屋 陽 一 金 子 ゆかり 足 立 正 則 青 木 弘 前 島 卓

令和2年度 長野県市長会各部会議題一覧

【 社会環境部会 】

所属市：岡谷市・上田市・飯山市・松本市・諏訪市

No.	議題	提出市	県担当課	時間	希望市
1	小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の拡大について	長野市	健康福祉政策課	15	9 長野、上田、岡谷、須坂、小諸、駒ヶ根、中野、塩尻、千曲
	福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について	駒ヶ根市	健康福祉政策課		
2	地域の実情を考慮した地域医療構想実現の施策展開と支援について	岡谷市 佐久市	医療政策課	15	7 長野、岡谷、中野、大町、飯山、茅野、東御
3	医療機関における新型コロナウイルスに感染する恐れのある寝具の取扱いについて	須坂市	医療政策課 食品生活衛生課	20	15 長野、松本、上田、岡谷、飯田、諏訪、須坂、駒ヶ根、中野、大町、飯山、茅野、千曲、東御、安曇野
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた公的医療機関に対する国・県補助金の拡充について	松本市 上田市	保健・疾病対策課 医療政策課		
	医療用物資の安定供給の確保について	上田市	薬事管理課		
	公立病院に対する繰出金の特別交付税措置について	岡谷市 茅野市	(市町村課)		3 岡谷、大町、茅野
4	民生委員・児童委員制度の在り方と負担軽減について	飯田市 伊那市	地域福祉課	10	9 松本、飯田、小諸、伊那、駒ヶ根、中野、飯山、塩尻、千曲
5	大規模太陽光発電事業に対する法律強化や県条例の制定について	伊那市	環境政策課	10	6 長野、松本、小諸、伊那、大町、塩尻
6	上水道管路の老朽化更新(耐震化)における国の支援について	須坂市 伊那市	水大気環境課 市町村課	10	10 上田、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、東御、安曇野
7	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野市 ほか12市	資源循環推進課	10	10 松本、上田、岡谷、諏訪、須坂、伊那、茅野、千曲、東御、安曇野
	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野市 ほか12市	資源循環推進課		
8	気候変動対策の推進について	—	環境政策課	15	県からの提案

【社会環境 1-1】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (R1・8・22 第145回総会；長野市)																											
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																									
要望先	☐ 国	担当省庁																										
	☒ 県	担当部局	健康福祉部																									
	☐ その他	名 称																										
件名	1-1 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の拡大について																											
提案市	長野市																											
提案要旨	長野県福祉医療費給付事業補助金について、小中学生の通院も県補助対象となるよう対象年齢の拡大を要望する。																											
提案理由	福祉医療費給付事業のうち小中学生の通院は県補助対象外のため市町村が単独で事業実施をしているが、子どもの福祉医療の現物給付の影響もあり、財政負担は年々増大している。 県補助は平成18年度から令和2年度も含めると15年間据え置かれたままとなっていること、「子育て安心県」実現に資する施策であることから、制度の拡充を 要望する。																											
現況及び課題等	・子どもの福祉医療費の対象年齢 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県補助</th><th>長野市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td><td>中学校卒業まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>未就学児まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> </tbody> </table> ・福祉医療費給付事業（扶助費決算額：「子ども」分） （単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>支給額</th><th>県補助金 (対象の1/2)</th><th>長野市 一般財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td><td>648,130</td><td>147,100</td><td>501,030</td></tr> <tr> <td>H30年度(決算額)</td><td>760,642</td><td>178,338</td><td>582,304</td></tr> <tr> <td>R元年度(予算額)</td><td>742,200</td><td>170,759</td><td>571,441</td></tr> </tbody> </table> ※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13カ月になっている。				県補助	長野市	入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源	H29年度(決算額)	648,130	147,100	501,030	H30年度(決算額)	760,642	178,338	582,304	R元年度(予算額)	742,200	170,759	571,441
	県補助	長野市																										
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで																										
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																										
年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源																									
H29年度(決算額)	648,130	147,100	501,030																									
H30年度(決算額)	760,642	178,338	582,304																									
R元年度(予算額)	742,200	170,759	571,441																									
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																											

【社会環境 1-2】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (R2・4・16 第146回総会；長野市)																											
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																									
要望先	☐ 国	担当省庁																										
	☒ 県	担当部局	健康福祉部																									
	☐ その他	名 称																										
件名	1-2 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について																											
提案市	駒ヶ根市																											
提案要旨	福祉医療費給付事業における小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。																											
提案理由	福祉医療費の小・中学生の通院医療費については県補助となっていないため、市町村の財政負担が大きい。 また、平成30年8月の現物給付開始以降、子ども医療費に係る支給額が大幅に増加している。 以上を踏まえ、小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。																											
現況及び課題等	・子どもの福祉医療費の対象年齢 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県補助</th><th>駒ヶ根市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td><td>中学校卒業まで</td><td>18歳到達後の3/31まで</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>未就学児まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> </tbody> </table> ・福祉医療費支給額（子ども）(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>支給額</th><th>県補助金 (対象の1/2)</th><th>駒ヶ根市 一般財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td><td>67,559</td><td>14,874</td><td>52,685</td></tr> <tr> <td>H30年度(決算額)</td><td>79,523</td><td>17,368</td><td>62,155</td></tr> <tr> <td>H31年度(決算見込額)</td><td>81,883</td><td>18,338</td><td>63,545</td></tr> </tbody> </table> ※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13ヶ月となっている。				県補助	駒ヶ根市	入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源	H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685	H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155	H31年度(決算見込額)	81,883	18,338	63,545
	県補助	駒ヶ根市																										
入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで																										
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																										
年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源																									
H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685																									
H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155																									
H31年度(決算見込額)	81,883	18,338	63,545																									
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																											

【社会環境 2】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 健康福祉部	
件名	2 地域の実情を考慮した地域医療構想実現の施策展開と支援について			
提案市	岡谷市、佐久市			
提案要旨	厚生労働省は、地域医療構想に係る病院再編統合の対象として、特定の治療実績や病院機能に基づき長野県内15の公立・公的病院を公表したが、地域医療構想の実現については、個々の病院が果たしている役割を適切に評価するとともに、地域の実情を考慮した施策の展開を要望する。加えて各病院への財政などの支援を要望する。			
提案理由	厚生労働省は、2025年に向けて「地域医療構想実現」に向けた取組を推進しており、令和元年9月に再編統合対象の病院名を公表し、不安が広がった。公立・公的病院は、医療過疎や、感染症医療（新型コロナウイルス感染症への対応）など地域の医療課題に率先して取り組んでおり、それらの役割が考慮されていない中で進められる再編統合は、その地域の医療環境や住民の医療ニーズを反映したものとは言い難いことから、地域の実情を考慮した地域医療構想実現の施策展開と、地方の地域医療を守るための財政などの支援をして欲しい。			
現況及び課題等	川西赤十字病院は川西4地区（望月、浅科、立科、北御牧）で唯一の入院施設を持つ病院で、回復期の増床などの病床転換等を経て、現在84床の病床を有している。佐久医療圏では、佐久医療センターを中心に、川西赤十字病院の機能・役割も含めてバランスの良い地域完結型医療体制を構築してきている。令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進み、今や国家の非常事態ともいえる状況の中、「感染症指定医療機関」をはじめとする公立病院等が医療の最前線を担い、大きな役割を果たしている。そうした特殊な役割や、地域の実情が考慮されず、また、適切な財政支援等がなされないまま再編統合を進められた場合、地域住民の医療環境を守るための病院機能が維持できなくなることが懸念される。			
法令関係				

【社会環境 3-1】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 健康福祉部	
件名	3-1 医療機関における新型コロナウイルスに感染する恐れのある寝具の取扱いについて			
提案市	須坂市			
提案要旨	感染の恐れのある医療機関からの寝具等については、二次・三次感染予防のため、従来どおり医療機関内において消毒又は廃棄し、洗濯事業者へ消毒を行わずに委託しないことを要望する。			
提案理由	令和2年4月24日付、厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡により、新型コロナウイルスに感染する恐れのある寝具について、『消毒作業を行う人員の確保が困難である場合等においては(中略)やむを得ない場合に該当するものとして、医療機関内の施設において消毒を行わずに、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託して差し支えない』としている。 しかし、この取扱いは、受託事業所従業員等の感染リスクの増大、二次・三次感染が懸念され、ひいては受託事業所の廃業、医療を支える基盤の崩壊となりかねない。 このことから感染の恐れのある寝具等については、医療機関で消毒できない場合は、洗濯を外部委託せず廃棄処分とするよう、医療機関における感染の危険のある寝具の取扱いを再度検討し、事務連絡の見直しを国に強く要望する。 また、長野県にあっては、感染の恐れのある寝具等は、従来どおり医療施設が消毒し、受託事業者に引き渡し、消毒できない場合は、医療機関において廃棄することを各医療機関へ徹底されるよう求める。			
課題等 現況及び	感染の恐れのある寝具等については、医療機関において消毒し、洗濯を外部に委託し、消毒できない場合は、医療機関において廃棄している。			
法令関係	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 「令和2年4月24日付、厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡」			

【社会環境 3-2】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	3-2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた公的医療機関に対する国・県補助金の拡充について		
提案市	松本市、上田市		
提案要旨	公的医療機関では、地域の医療課題に率先して取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症への対応又はその影響により、現在の国や県の補助金では経営が大変厳しい状況にあり、更なる支援の拡充を要望する。		
提案理由	- 松本市立病院では、第二種感染症指定医療機関として当初から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、松本医療圏の医療崩壊を防ぐために、医師・看護師等スタッフが一丸となって対応しており、平常時には一般病床として活用している感染症病床6床を最大35床まで増やして確保してきた（5月21日以降は19床を確保中）。 その結果、新型コロナウイルス対応の感染症管理区域内に確保した病床において空床が発生し、一般の診療や入院の制限をせざるを得ず、病院経営に大きな影響を与えている。既に国・県において、損失補てんに係る補助事業が設けられているが、不十分であるため、補てん単価の引き上げなど補助金制度の拡充が必要である。 - 上田市が設置者となり、定住自立圏内の市町村と共同で運営している上田市内科・小児科初期救急センターでは、地元医師会、信州大学医学部等の先生方に診察をお願いし、地域における夜間の内科及び小児科の初期救急医療体制を維持しているが、現在の県の補助金は、小児科に対して「小児初期救急医療体制整備事業補助金」があるのみで、内科には全くない。さらに、新型コロナウイルスの影響で、感染予防対策のための施設改修やマスク、防護服等の購入経費が増加する一方、診療件数は大幅に減少しており、市町村の財政負担は更に大きくなる見込みである。 こうした状況を踏まえ、小児科に対する補助金の増額、内科初期救急医療に対する補助金の創設、並びに新型コロナウイルスの影響に対する臨時的な財政支援が必要である。		

現況及び課題等	○松本市立病院について			
	補てん不足の要因			(単位：円/人・日)
	項目		金額	備考
	入院単価	一般患者受入時の収益	47,670	感染症病床のある病棟の単価 (R1実績)
	基準額	補てんされる額	16,000	補てん率33.6%
	補てん不足額	補てんが必要な額	31,670	補てん不足66.4%
	患者数の状況 (前年比)			(単位：人)
		H31.2～4	R2.2～4	増減 増減率
	入院患者数	16,021	14,511	△1,510 △9.4%
	外来患者数	22,323	18,878	△3,445 △15.4%
法 令 関 係	○上田市内科・小児科初期救急センターについて			
	平成30年度事業費歳入決算額			(単位：千円)
	項目		金額	
	事業費		68,390	
		うち診療収入	24,554	
		うち県補助金	2,265	
		うち市町村負担	41,399	
		うち手数料	172	
	受診者数の状況 (前年比)			(単位：人)
		H31.4	R2.4	増減 増減率
	内 科	82	37	△45 △54.9%
	小児科	110	35	△75 △68.2%
法 令 関 係		小児初期救急医療体制整備事業補助金交付要綱		

【社会環境 3-3】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 厚生労働省 ☒ 県 担当部局 健康福祉部 ☐ その他 名 称		
件名	3-3 医療用物資の安定供給の確保について		
提案市	上田市		
提案要旨	新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、自治体として医療用物資を迅速かつ安定的に購入できるよう、国・県として安定的な供給や販売ルートの確保を要望する。		
提案理由	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、医療用物資の供給不足が生じており、医療機関はもとより、自治体が住民のために確保、並びに提供をするための確保もままならない状況であるため。 （マスク、体温計、消毒用アルコール、フェイスシールド等、臨時交付金等を活用しての財源確保はできるものの、供給不足のため購入することが非常に困難である。また、通常価格より高額での購入をせざるを得ない状況である。）		
現況及び課題等	・ 新型コロナウイルス感染症の発生は、全国的な事象であるため、医療用物資の需要が、瞬間的に集中してしまう。 ・ 医療用物資の輸入、販売については、厳格に規制されているため、販売ルートが限られてしまい、柔軟な確保が難しい。		
関係法令			

【社会環境 3-4】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省
件名	3-4 公立病院に対する繰出金の特別交付税措置について		
提案市	岡谷市・茅野市		
提案要旨	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、病院の経営は非常に厳しい状況となっている。病院経営を支援するために、病院企業会計へ一般会計から繰出しを行うことに対して、特別交付税の措置を要望する。		
提案理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症指定医療機関だけでなく、感染症の患者を受け入れた公立病院は、風評被害等もあり入院、外来ともに患者数が大幅に減少し、大変厳しい経営状況となっている。 特別減収対策企業債が新設され、公営企業会計においても令和2年度の資金不足額の借入が可能となっているが、元利償還金は後年度以降の経営を圧迫することとなる。 地方公営企業法第17条の2により、赤字補てんに対する繰出しは認められていないが、新型コロナウイルスによる影響は過去に類を見ない状況であり、病院経営の支援に対する繰出金に、特別交付税による財政措置を要望する。		
現況及び課題等	毎年、12月に特別交付税（ルール分）が交付され、3月には特別交付税（ルール分、特殊財政事情分）が交付されている。		
関係法令	地方交付税法、特別交付税に関する省令		

【社会環境 4】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☒ その他	名 称	全国民生委員児童委員連合会
件名	4 民生委員・児童委員制度の在り方と負担軽減について		
提案市	飯田市・伊那市		
提案要旨	地域共生社会、包括的相談体制の構築が進む中、地域に根ざし活動している民生委員・児童委員の役割に大きな期待が寄せられているが、制度創設から100年が経過し、関係制度も変遷する中で、この制度が時代に適応しているか検証願いたい。また、民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、「頑張りや責任感」に頼るばかりでなく、民生委員・児童委員活動の負担軽減について検討し、具体的に負担軽減につながる活動の指針を示すことを要望する。さらに、委員の心と労力の負担を軽減することを目的として、県としての活動協力員制度の導入を提案する。		
提案理由	活動の中心を担う年齢層（60～70歳）は、以前と違い多くが就労するなど、その活動に総じて負担感が増している。今回の一斉改選において、新たな民生委員・児童委員のなり手不足が顕著である。推薦母体である地域自治組織からは、活動の負担軽減や処遇改善など、活動内容の在り方も含め制度の見直しを求める要望が大きい。負担感や責任の重さから任期1期で退任する委員の割合が高く、継続した地域とのつながりが持ちにくくなっている状況である。 負担軽減に向けては、簡易な訪問や配布活動を通じての見守り、問題を抱える世帯等に関する情報の提供など、補助的に活動を支援する協力員制度を設けることも有効であると考えられる。		
現況及び課題等	民生委員・児童委員の都道府県充足率はH25年改選時97.3%、H28年改選時96.5%と低下。改選時の新任委員の割合はH28年改選時都道府県平均では34.4%。飯田市では55.7%、伊那市では71.8%。飯田市の民生委員・児童委員の活動状況はH30年度一人当たり平均164.8日、伊那市では135.2日（全国平均129.8日）。 民生委員・児童委員の協力員等の制度を導入している都県は、兵庫県（H2年度導入、県知事が委嘱）、東京都（H19年度導入、都が費用を負担し、各市区町村が委嘱）、静岡県（R元年度導入、県知事が委嘱）。		
法令関係	民生委員法、児童福祉法		

【社会環境 5】（1 月副市長会、4 月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H31・4・18 第144回総会；中野市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	環境省
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	5 大規模太陽光発電事業に対する法律強化や県条例の制定について		
提案市	伊那市		
提案要旨	1 MW以上の大規模な太陽光発電施設の設置は、広範囲において災害や生活環境、自然環境に大きな影響をおよぼすことから、設置の規制とともに住民合意に向けた事業者の責務について定めた法律や県条例の制定を要望する。		
提案理由	大規模な太陽光発電施設の設置は、土砂災害、火災など災害面や、光害、騒音、景観など生活環境、自然環境など様々な面で影響が大きくなり、広範囲に及ぶ住民との協議や調整が必要となる。また、財産権等の基本的権利に関わる内容であり、市町村条例で規制することは困難であることから、法律や県条例での発電事業に対する設置規制や住民との合意形成など事業要件の整備を要望する。		
現況及び課題等	当市では、地元住民との相互理解と周辺環境や災害・景観への配慮を求めた「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」により、小規模な太陽光発電事業については、設置事業者と地域との合意形成が図られ事業が実施されている。 しかし、山林や中山間地域の荒廃地に計画された大規模な太陽光発電事業については、周辺住民から災害の発生や環境破壊、太陽光発電事業の運営方法や事業終了後の対応などに対する不安が大きく、市による調整では地域との合意形成が進まず中断している状況である。 大規模な太陽光発電における設置の規制や住民合意を条件とするには、財産権の問題や上位法との関係もあることから、法律や県条例に基づく指導が不可欠である。		
関係法令	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 都市計画法・自然公園法・森林法・農地法・景観法等、土地利用規制法令 長野県自然環境保全条例、景観条例 等		

【社会環境 6】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 厚生労働省、総務省 ☒ 県 担当部局 環境部、企画振興部 ☐ その他 名 称		
件名	6 上水道管路の老朽化更新（耐震化）における国の支援について		
提案市	須坂市、伊那市		
提案要旨	水道事業体が老朽化した上水道管路を更新するには財政的な負担が多いため、資本単価を引き下げる等、国庫補助採択基準の緩和を図り、管路更新における全ての水道管路において、補助金の対象とすることを要望する。また、水道起債借入れにおいて、交付税措置がされるよう要望する。		
提案理由	上水道管路更新における補助金については、重要給水施設への配水管、耐用年数が超過した基幹管路事業（導水管・送水管・配水本管）など一部の管路においてのみ補助対象で、末端管路までは充足していない。また、補助率が1/3～1/4と低く、起債においても交付税措置がされていないため、下水道管路事業の補助率1/2、交付税措置44%に比べると、一般財源の出費が多くなる。市単独では、財政的負担が大きくなり更新事業が計画どおり進まない懸念があるため。		
現況及び課題等	当市の上水道の基幹管路及び配水支管の総延長は約619kmあり（令和元年度末）、そのうち、耐震適合率は40.0%、耐震管割合は8.1%で耐地震対策としては低い状況である。また、高度成長期に布設した水道管が多く、耐用年数を超過した管路は約38kmあり、この箇所から漏水も確認できる。 当市は、令和元年度より水道ビジョン改正及び基本計画に基づき第8次整備事業を進めている。この事業には、計画的な老朽管更新（耐震化）も含まれている。しかし、老朽管箇所が多く年々増加しており、財政的に厳しいことから更新が進まないのが現状である。よって計画的に老朽管更新を行うためにも、財政負担の低減を図る補助金の拡充及び国庫補助採択基準の緩和、起債借入れにおける交付税措置をお願いしたい。		
関係法令	水道法 水道事業実務必携 地方公共団体金融機構法		

【社会環境 7】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R2・4・16 第146回総会；長野市ほか12市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省、環境省、財務省
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	7 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。 また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には複数年にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。		

	・平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。
現況及び課題等	【長野市・長野広域連合】 ・長野市では、長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している（平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和2年度当初内示額は要望額の100.0%）。 ・一方、長野広域連合では、ごみ焼却施設2施設（長野市、千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）の整備を進めている。 そのうち、長野市に整備し、平成31年2月に竣工したごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。 平成25年3月により整備する地域の住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。 ・残る2施設は建設中であり、事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。 【上田市・東御市・上田地域広域連合】 ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。 ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。 ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。

- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。
- ・東御市では、生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働を開始し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（構成市町：佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、老朽化した2つの既存ごみ焼却施設を統合した新施設「佐久平クリーンセンター」（建設地：佐久市）の整備を進めており、本年12月より本稼働する予定である。
- ・新施設稼働後は既存2施設の解体工事を予定しているが、解体のみの場合は交付金の対象とならず、多額の工事費全てを一般財源で賄わなければならないことから、財源の確保が大きな課題となっている。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。
- ・根幹であるごみ焼却施設は令和11年度（2029年度）を目標に新焼却施設への移行に向けて新たな建設計画を策定することとなる。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・現在、リサイクルセンター整備に着手し、実情に合わせ諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備に着手した。施設整備後は、現存の処理施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないことから最終処分場の整備についても課題となっている。平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は令和元年度、最終処分場は令和2年度とされているが、リサイクルセンターについては令和3年度稼働目標とし、最終処分場の整備についても事業の遅れが生じている状況にある。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に建設した「ごみ焼却施設（上伊那クリーンセンター）」は、新たな施設用地において平成31年3月29日に竣工し、現在、順調に稼働している。
- ・旧施設（2施設）は速やかに解体撤去する必要がある、昨年度から土壌調査・解体撤去仕様書の作成を進め、本年度から解体工事を施工することとしている（2か年事業）。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還とあわせて、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合では、令和3年3月の稼働を目指し、建設工事が進められているところであるが、工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみな

現況及び課題等	らず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。 ・新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の全ての解体工事費について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。 【北アルプス広域連合】 ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。 ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、本年度からリサイクル施設の建設を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市町村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱